

令和6年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

秋 田 県 監 査 委 員

監委一 659

令和7年9月2日

秋田県知事 鈴木 健太 様

秋田県監査委員 原 幸子

秋田県監査委員 石田 寛

秋田県監査委員 嶋 貢

秋田県監査委員 佐藤 節

令和6年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書について

令和7年7月25日付けで提出された令和6年度秋田県内部統制評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和6年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

「令和6年度秋田県内部統制評価報告書」

## 第2 審査の方法

内部統制の整備状況及び運用状況や、内部統制部局評価書などの評価に係る資料等を確認するとともに、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、次の観点により審査を実施した。

- ・知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・事務ミス発生時の対応が適切に行われているか。
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。
- ・「令和5年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書」を踏まえた改善等が適切に行われているか。

## 第3 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査の結果、財務に関する事務に係る内部統制について、運用上の重大な不備があることから、評価対象期間において有効に運用されていないとした評価結果の記載は、重要な点において、相当であると判断した。

### 2 意見

内部統制を一層充実・推進し、「秋田県内部統制に関する方針」に掲げる目的の達成に資するよう、次のとおり意見を付する。

#### (1) 職員の倫理保持について

職員の倫理保持については、これまでも意見書において要望してきたところではあるが、2年連続で県発注工事に関連し、職員が収賄の疑いで逮捕・起訴され、県に対する信用を著しく失墜させる事案が発生したことは、誠に遺憾である。

これまでも、こうした不祥事が発生するたびに職員の倫理保持に関する注意喚起等の対応策が講じられてきているが、現状では、建設部はもとより全庁的な内部統制に不備があるものと指摘せざるを得ない。

今後とも、内部統制の枠組みに法令等の遵守に係る取組を追加するなど、制度・運用の両面から再発防止策を進めるとともに、令和7年度中に倫理条例を制定するとしているが、全庁における具体的な取組方針を定めるなど、県民の信頼回復に向け、不祥事の再発防止の徹底に取り組まれない。

## (2) 事務ミス防止策の実効性の確保について

内部統制の取組開始から5年が経過したことを踏まえ、令和7年度内にリスク対応策の見直しを行うこととしているが、これまで令和3年度を除き、内部統制が有効に運用されていないという評価が続いていることから、今後はチェックする人数を増やすだけでなく、各職員においてそのポイントを正確に理解するなど、チェックの質の向上に取り組まれない。

また、事務ミスの防止に向け、職員によるチェックだけでは限界があることから、令和9年1月の利用開始を予定する新財務会計システムの開発において、事務ミスの防止と職員の負担軽減の両面から効果的なシステムとなるよう留意されたい。